置賜広域行政事務組合告示第４０号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の利用料金の額を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成２０年条例第４号）第１０条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和２年１０月２日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長　中　川　　勝

１　施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）

２　対象期間
令和２年１０月６日から令和２年１１月２９日まで

３　利用料金
施設の利用料金
スポーツクラブ会員（中学生以上対象）

種　類	入会金		利用施設内容
	変更前	変更後	
個人会員	11,000円	5,500円	温水プール、浴室、トレーニング室、スタジオ
家族会員	22,000円 （二名以上対象）	11,000円 （二名以上対象）	
ペア会員	22,000円 （二名対象）	11,000円 （二名対象）	
デイタイム会員	11,000円	5,500円	
ハイスクール会員	11,000円	5,500円	
土日会員	11,000円	5,500円	

適用日：令和２年１０月６日
※ 対象期間終了後は、変更前の金額となるもの。